

料金表（個人・法人共通）

前期年間売上高	フルコース月額料金	決算だけコース月額料金
1,000万円以下	16,500円（税込）	11,000円（税込）
1,500万円以下	22,000円（税込）	16,500円（税込）
2,000万円以下	33,000円（税込）	22,000円（税込）
3,000万円以下	38,500円（税込）	27,500円（税込）
5,000万円以下	44,000円（税込）	33,000円（税込）
1億円以下	55,000円（税込）	44,000円（税込）
1億円超	別途見積	別途見積

※**自社経理**を行っている場合には**10%値引**（会計ソフトはJDL、free、MFクラウド、に限ります。）

※決算料、顧問料、交通費、郵券等**これ以外に料金発生しません**。ポッキリ価格です。

※法人のお客様はフルコースのみとなります。

料金表（個人・法人共通）

前期年間売上高	フルコース年間料金	決算だけコース年間料金
1,000万円以下	198,000円（税込）	132,000円（税込）
1,500万円以下	264,000円（税込）	198,000円（税込）
2,000万円以下	396,000円（税込）	264,000円（税込）
3,000万円以下	462,000円（税込）	330,000円（税込）
5,000万円以下	528,000円（税込）	396,000円（税込）
1億円以下	660,000円（税込）	528,000円（税込）
1億円超	別途見積	別途見積

※自社経理を行っている場合には**10%値引**（会計ソフトはJDL、free、MFクラウド、に限ります。）

※決算料、顧問料、交通費、郵券等これ以外に料金発生しません。ポッキリ価格です。

※法人のお客様はフルコースのみとなります。

サービス内容（フルコース）

- ・ 経理代行
- ・ 決算書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の作成
- ・ 法人税 or 所得税申告書の作成
- ・ 消費税申告書の作成
- ・ 償却資産税申告書の作成
- ・ 年末調整、源泉徴収票、源泉所得税納付書の作成
- ・ 法定調書合計表の作成
- ・ 給与支払報告書の作成
- ・ 税務署・市区町村への上記書類の提出
- ・ 電話、FAX、メール、チャット、テレビ電話等での相談

上記は、**税理士ができる年間業務を漏らさず網羅**しております。

サービス内容（決算だけコース）

- ・ 経理代行
- ・ 決算書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の作成
- ・ 法人税 or 所得税申告書の作成
- ・ 消費税申告書の作成
- ・ 税務署・市区町村への上記書類の提出
- ・ 電話、FAX、メール、チャット、テレビ電話等での相談

「決算と申告だけしてもらえれば構わない」という方向け
(個人事業主様のみのコースです。)

	1人あたり 月額料金
役員 (保険なし)	0円 (税込)
役員 (社会保険加入)	1,100円 (税込)
従業員 (社保、雇用保険)	2,200円 (税込)
従業員 (雇用保険)	1,650円 (税込)
従業員 (保険なし)	1,100円 (税込)

【サービス内容】

- ・ 給与計算
- ・ その他従業員雇用に必要な全書類

従業員様を雇うと、様々な事務処理が発生します。また給与計算もミスの許されない大切な事務作業です。

全ての書類作成の料金です。

1. 前期売上高について

新たに事業を開始したときは進行途中の事業年度の売上予想金額、法人成りしたときは個人事業主時代の売上高、前事業年度が1年でないときは年換算した金額、当期の売上高が既に分かっている場合には当期売上高、を元に料金を決定いたします。

2. 事業年度の途中からの契約

期首の月まで遡って請求させていただきます。当事務所においては「決算ギリギリに契約した方がお得」ということはありません。早く契約した方が、相談できる期間も長くなるためお得です。

3. レシート・領収書の貼付

全てのお客様にレシート・領収書のA4用紙への貼付をお願いしています。

月額料金の10%でその作業を当事務所でお受けすることも可能です。

4. 前期売上高から料金を決定しない場合

かなり例外です。下記に該当するお客様は、個別にご相談ください。

- A. 給与、株式・FX・仮想通貨、譲渡所得のみの個人の確定申告
- B. 売上高が、販売費及び一般管理費の2倍を超える場合
- C. 消費税課税事業者を自ら選択する場合

5. 値引き交渉

皆様の公平性を守るために、値引き交渉は一切受け付けておりません。作業負担に応じた限界ギリギリの金額をつけています。

6. 支払日と支払方法

毎月28日の口座振替です。年間合計額が税抜10万円以下の場合、振込での支払いも可能です。

7. フルコースのみの方

お客様の状況によっては、決算だけコースのお申し込みをお断りすることがございます。予めご了承ください。結局、決算書・申告書以外の書類も作成しなければならないことが多いのです。例を挙げると右記のような方です。・法人のお客様 ・その年に不動産の新築を行った方 ・店舗の内装工事を行った方

8. お申し込みをお断りする場合

当事務所で不適切と判断した場合には、お申し込みをお断りする場合がございます。何卒ご了承くださいませ。